

福島労働局からのお知らせ

富岡労働基準監督署臨時事務所を広野町に開設します

福島労働局（局長 河合智則）においては、現在いわき市内に仮事務所を置いている富岡労働基準監督署（署長 伊藤達夫、双葉郡を管轄）の臨時事務所を、平成26年度から双葉郡広野町に開設しますのでお知らせします。

名称：福島労働局 富岡労働基準監督署広野町臨時事務所

所在地：二ツ沼総合公園パークギャラリー内

（双葉郡広野町大字下北迫字大谷地原65）

対応時間：10：00～15：00（原則毎週水曜日）

電話番号：0240-27-3011

業務：各種届出受理、労働条件に関する相談対応、
労働基準監督署の窓口業務全般

※開設日については、福島労働局ホームページなどでも公表します。

⇒ 福島労働局ホームページ <http://fukushima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

問 福島労働局労働基準部監督課 ☎024-536-4602

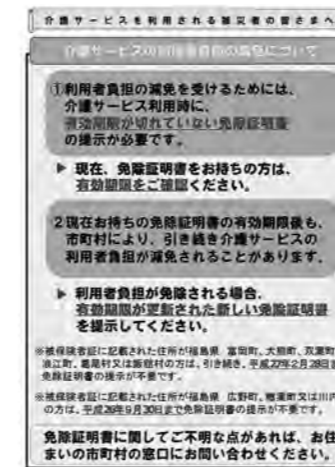


富岡労働基準監督署臨時事務所が開設される二ツ沼総合公園内パークギャラリー

介護サービスを受けられる方へ

介護サービスの利用者負担が引き続き免除となります

平成26年3月1日以降も、引き続き介護サービスの利用者負担が免除となります。（平成26年9月30日まで）
介護保険サービスの利用については、免除証明書の提示は不要となっています。



国民年金後納制度について

国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができます。

また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。

過去10年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

■ご注意

- ・平成16年3月以前の後納保険料は、10年を超えるため平成26年4月以降は納付できません。
- ・お問い合わせの際は基礎年金番号がわかるものをご利用ください。
- ・「0570」の最初の「0」を省略することや、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

■後納制度の申込み・納付書の再発行のお問い合わせ先

国民年金保険料専用ダイヤル（ナビダイヤル）
☎0570-011-050
050から始まる電話でおかけになる場合
☎03-6731-2015

医療機関などでの窓口負担について

広野町国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入している方へ

平成26年3月1日以降も、引き続き医療機関などでの窓口負担は免除となります。（平成26年9月30日まで）
平成26年2月末頃に、対象の方に対し新しい免除証明書を郵送しています。

なお、平成26年10月以降の免除の取扱いについては、改めてお知らせします。

問 町民保健グループ ☎0240-27-2113

国民年金後納保険料の納付について

後納保険料の納付書 使用期限にご注意

すでに後納制度を申し込まれた方で、平成16年4月以降分の後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限（平成26年3月31日）までに納付をお願いします。

なお、使用期限までに納付できなかった方が、平成26年4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にご連絡ください。

- ・ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話）からおかけになる場合は、通常の通話料金でご利用いただけます。
- ・「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

■受付時間

月曜日 午前8：30～午後7：00
火～金曜日 午前8：30～午後5：15
第2土曜日 午前9：30～午後4：00